



がいきんとうろくしょうめいしょ へんのう 6 外国人登録証明書の返納

しゅつこく

6-1 出国するとき

さいにゆうこくきょか う にほん しゅつこく しゅつこく こうこう みなと にゆうこくしん さかん がいきんとうろく
再入国許可を受けずに日本を出国するときは、出国する空港や港などの入国審査官に外国人登録
しょうめいしょ へんのう さいにゆうこくきょか う ばあい へんのう ひつよう
証明書を返納します。再入国許可を受けている場合は返納の必要はありません。

にほんこくせき

6-2 日本国籍になったとき

にちいない ほんにん きょじゅうち し くちょうそん やくしょ へんのう
14日以内に本人が、居住地の市区町村の役所に返納します。
にほんこくせきしゅとくしょうめいしょ ほうむきょく こうふ き かしゃ みぶんしょうめい ひつよう
※日本国籍取得証明書または法務局から交付される帰化者の身分証明が必要です。

しぼう

6-3 死亡したとき

しぼう ひ にちいない どうきょ かぞく きょじゅうち し くちょうそん やくしょ がいきんとうろくしょうめいしょ へんのう
死亡した日から14日以内に同居の家族が、居住地の市区町村の役所に外国人登録証明書を返納しま
す。
しぼうしんだんしょ しぼうとどけしょうめいしょ ひつよう
※死亡診断書または死亡届証明書が必要です。
しぼう がいきん きょじゅうち しぼうち こと ばあい しぼうち ぞく し くちょうそんちよう けいゆ へんのう
※死亡した外国人の居住地が死亡地と異なる場合には、死亡地の属する市区町村長を経由して返納する
こともできます。